

(様式第 1 号) (第 9 条関係)

事業基本計画書

令和 7 年 9 月 2 5 日

長野県知事 阿部守一 様

住 所 東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
氏 名 第一太陽光発電合同会社
代表社員 (株)レノバ
職務執行者 長浜谷 直樹

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例第 9 条第 1 項 (第 21 条第 3 項、第 27 条及び附則第 6 項において準用する場合を含む。) の規定により、次のとおり提出します。

太陽光発電施設の設置の場所		長野県上伊那郡飯島町七久保 3 9 1 6 - 1
事業区域の位置及び面積		別添「位置図及び事業区域図」参照 1, 0 2 7 m ²
太陽光発電電力施設の合計出力		4 9 . 5 kW (太陽電池の合計出力 9 9 . 1 2 kW)
太陽光 発電事 業の 内容及び 実施予 定期間	発電電力の用途	☒ 売電 ☐ 自家消費 設備 ID (なし 東邦ガス(株)に全量売電)
	設置工事着手予定日	2 0 2 5 年 1 2 月 1 1 日
	設置工事完了予定日	2 0 2 5 年 1 2 月 2 8 日
	運転開始予定日	2 0 2 6 年 1 月 1 日
	施設撤去予定日	2 0 5 0 年 1 0 月 3 1 日
太陽光発電施設の設置に関する計画		別添「太陽光発電施設設置計画書」参照
太陽光発電施設の構造に関する事項		地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン等を参照の上、強度計算を行い、架台について風雪に耐えられる強固なものとする。
景観の保全のための措置の検討に関する事項		別添「景観の保全のための措置の検討状況書」参照
環境の保全のための措置の検討に関する事項 ※ (環境配慮区域に太陽光発電施設に設置する場合に限る。)		該当なし
維持管理計画に関する事項		別添「維持管理計画」参照
関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠		範囲 七久保区、上通り自治会、北街道自治会、北村自治会

	根拠	飯島町担当者及び七久保区長に確認 飯島町太陽光発電設備等設置手続のフローチャート及び関係法令に基づく
事業基本計画説明会の開催の日時及び場所	日時	令和7年10月10日（金） 参加を希望される場合は、令和7年10月7日までに下記へ連絡をお願いします。 FRESH UP株式会社 名古屋支店（担当 宮内） TEL 052-228-6984 Eメール n.miyauchi@freshup-gr.co.jp
	場所	参加希望者へ別途連絡
意見の提出先		FRESH UP株式会社 名古屋支店 〒460-0004 名古屋市中区新栄町2-9 スカイオアシス栄7F TEL 052-228-6984 FAX 052-228-6985 （電子メールアドレス）n.miyauchi@freshup-gr.co.jp
土地の権原の取得予定		土地合意取得に向け協議中
地域社会に資する事項		区費（8,000/年）、水利組合用水費（3,000/年）を負担
備考		連絡先 担当行政書士 行政書士法人大槻事務所 行政書士 東谷龍也 （電話番号）0265-98-9448（FAX番号）0265-98-9420 （電子メールアドレス）info@higasitani.jp

注1 該当する□内に△印を記入すること

- 2 「太陽光発電施設の設置の場所」欄は、提出に係る太陽光発電施設の事業区域が所在する土地の地番全て記載すること。
- 3 「事業区域の位置及び面積」欄には、小数第1位まで記載すること。
- 4 「太陽光発電施設の合計出力」欄は、小数第1位まで記載すること。
- 5 「発電出力の用途」欄は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の規定による申請手続中の場合は、その旨を記載すること。
- 6 「備考」欄には、電話番号、FAX、電子メールアドレス等の連絡先を記載すること。

(参考様式) (第9条関係)

太陽光発電施設設置計画書

防災対策等設置施設	☐ 調整池 ☐ 沈砂池 ☒ 排水設備 ☐ 擁壁 ☐ 管理用道路 ☐ その他（ ）		
特定区域の該当 ※該当するものは事業区域図に明示すること	☐ 地域森林計画対象民有林 ☐ 地すべり防止区域 ☐ 急傾斜地崩壊危険区域 ☐ 土砂災害特別警戒区域 ☐ 砂防指定地 ☒ 該当なし		
環境配慮区域の該当 ※50 キロワット以上の事業に限る ※該当するものは事業区域図に明示すること	☐ 国有林・地域森林計画対象民有林 ☐ 国立公園・国定公園・長野県立自然公園 ☐ 長野県自然環境保全地域 ☐ 郷土環境保全地域 ☐ 水道水源保全地区 ☐ 水資源保全地域 ☐ 希少野生動植物の生息地等保護区 ☐ 鳥獣保護区 ☒ 該当なし		
工程表	別添のとおり		
工事車両の運行計画	想定される台数（延べ） 20台 運行時間 1時間 経路 別紙参照		
造成工事	盛土の有無	有 ・ ☒	想定盛土量 m ³
	切土の有無	有 ・ ☒	想定切土量 m ³
	事業区域外からの搬入量		— m ³
	事業区域からの搬入量		m ³
排水処理設備の有無	☒ 有 ・ 無		
	排出経路	集水枡を設置し、側溝に排出する	
送電設備	☐ 鉄塔 ☒ 電柱 ☐ 地下埋設		

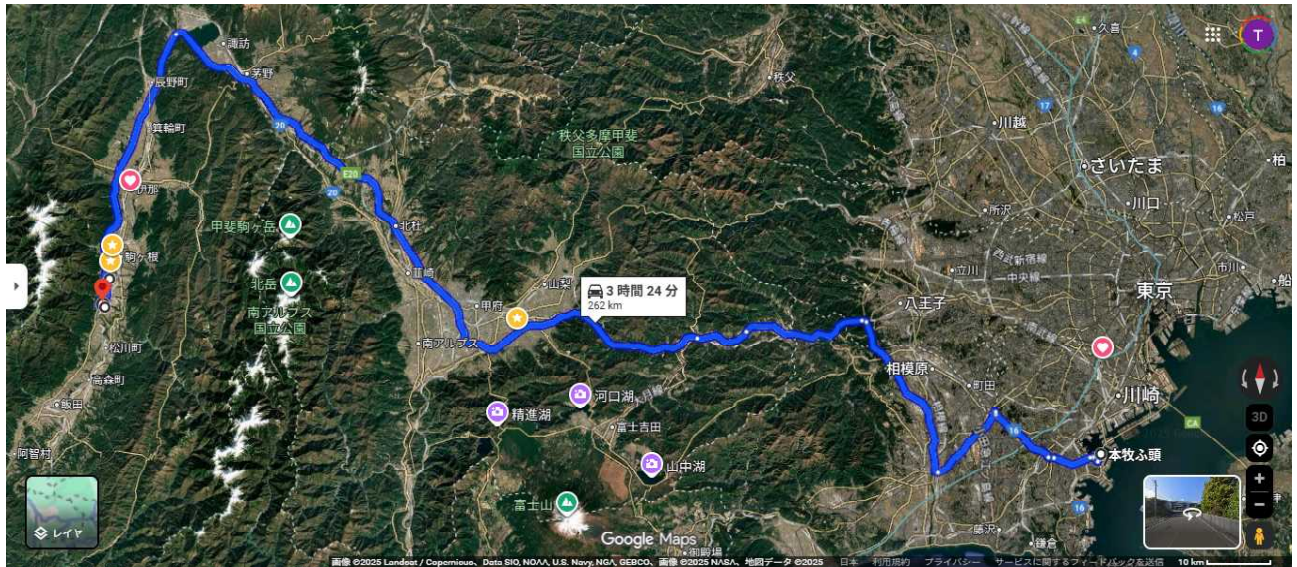
事業スケジュール

スケジュール	2024			2025												2026	
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
許認可手続き																	
造成工事																	
設置工事																	
電設工事																	
使用前点検																	
受電																	
運用開始																	

※工事開始は12/11から

工事車両運行計画（経路）

横浜埠頭～新山下第二料金所（神奈川 3 号狩場線）～横浜町田（東名高速道路）～
海老名 J C T（首都圏中央連絡自動車道）～八王子 J C T（中央自動車道）～
駒ヶ根 I C（中央アルプス通り）～北割交差点（伊那中部広域農道）～
七久保駅入り口交差点（千人塚公園線）～現地



(参考様式) (第7条関係)

景観の保全のための措置の検討状況書

項 目		検 討 事 項	配慮する内容
太陽電池 モジュール	全体	(1) 稜線や斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は極力避ける。やむを得ずそのような場所を選定する場合は、尾根や地形の連続性が損なわれる等の違和感が生じないよう、樹木の伐採や土地の掘削を最小限にとどめる。	高速道路があり、違和感等が生じにくい。
		(2) 公共的な眺望点からの景観への影響に特に留意し、完成予想図の作成（シミュレーション）等を実施する。 ※検討で作成した完成予想図は添付すること	レイアウト参照
	配置	(1) 敷地が主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽電池モジュールを境界から一定距離後退させる。	高速道路と高低差がある。県道からも十分に後退させる。
		(2) 施設の規模や地形等に応じて分割する等、大規模な平滑面が連続することを避ける。	パネルは必用に応じて分割する
	規模	(1) 周辺からの視界をできる限り遮らないよう、施設の高さは極力抑える。	積雪等を勘案してできる限り高さを抑える
		(2) 主要な道路や公共的な眺望点から見える場合は、太陽電池モジュールの垂直投影面積を極力抑える。	南方向は土地が低くなっており、影響は無いものと考えている。
	形態・ 意匠	(1) 当該地に応じた架台を選定するとともに、太陽電池モジュールの向きや傾斜をそろえる等、配列に一定の規則性を持たせる。	効率の良い角度で揃える
		(2) 太陽電池モジュールの傾斜角は、周囲の山並み、建築物の屋根等と極力整合させる。	南方向は土地が低くなっており、影響は無いものと考えている。
		(3) 太陽電池モジュールの裏面が周辺の道路等から見えにくくする。	フェンスで囲むため、見えにくくなっている

項 目		検 討 事 項		配慮する内容
太陽電池 モジュール	材料・ 色彩等	(1) 低反射のものを選択するか防眩処理を施す等、太陽光の反射を低減する対策を行う。また、素材の結晶が目立たないものを選択する。		防眩処理が施され、結晶が目立たないものを採用
		(2) 黒又は濃紺を基本とし、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。		低明度かつ低彩度のものを採用
		フレーム	(1) 低反射の素材を用いる。	低反射の素材を採用
			(2) 太陽電池モジュールと同系色を用いる。	シルバーを採用
附帯施設・ 附属施設		(1) フェンス等については、色彩、形態・意匠に配慮する。		施設の全周にフェンスを設置
		(2) 電柱電線類については、極端に増加させないよう、低減に努める。		必要最低限を考えている
		(3) 架台、パワーコンディショナー及び変圧器等の付属設備については、色彩等に配慮する。		目立たないものを採用する
敷地の緑化		(1) 植栽計画にあたっては、効果が早期に発揮できるよう、根巻きを行った苗などの使用を検討するとともに、植栽間隔や苗木の大きさに配慮する。		なし
		(2) 樹種の選定にあたっては、外来種及び低木性の樹種を避け、地域に適した植生とする。		なし
その他		(1) 施設の規模が大きく主要な道路や住宅地に反射光の影響が懸念される場合は、配置や向き、傾斜の角度、材料、植栽等の遮へい措置について検討する。		道路や住宅への反射はほぼ無いものと考えている
		(2) 施設及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど、適切に維持管理を行い、景観の保守に努める。		維持管理計画に沿って管理する
		(3) 事業区域場所の景観行政団体の定める景観育成基準への適合を確認する。		飯島町建設水道課にも景観について検討をお願いしている

上記以外でも、設置箇所周辺の土地利用状況、周辺景観の状況に応じて、より効果的な配慮方法を工夫してください。



共有 X

Google

撮影日: 2023年10月 © 2025 Google 日本 利用規約 プライバシー 開票の報告

(参考様式) (第 19 条関係)

維 持 管 理 計 画

作成日 令和 7 年 7 月 1 6 日

太陽光発電施設の設置場所	上伊那郡飯島町七久保 3 9 1 6 - 1	
事業者名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名）	住所 東京都中央区京橋 2 番 1 号 名称 第一太陽光発電合同会社 代表社員 (株)レノバ 職務執行者 長浜谷 直樹 連絡先 052-228-6984 (担当：宮内)	
保守点検責任者	氏名及び住所	第一太陽光発電合同会社 東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
	電話番号	同上
合計出力	4 9 . 5 kW	
維持管理の内容	別紙のとおり	
施設撤去予定日（事業終了予定日）	2 0 5 0 年 1 0 月 3 1 日	
損害保険の加入状況	☒ 有 ☐ 無 (保険内容 自然災害 電氣的・機械的事故の対応)	
太陽光発電施設を撤去する際の対応	売電収入より撤去・廃棄費用積立実施	
維持管理計画及び状況の公表方法	標識に掲示予定	

※標識に掲示することにより公表する場合には、標識の記載項目と同一のところは記載を省略することができます。

<太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容>

保守点検項目に従い巡視を実施する。併せて、遠隔監視装置を使用して定期的に保守点検を行い、災害等の発生を逸早く把握し、適切な対処を講じる。

<土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合に予定している措置の内容>

遠隔監視装置を使用して災害発生を速やかに把握し、関係機関と連絡を取り、周辺環境に影響を及ぼした場合は、速やかに撤去して二次災害が起きないように対策を講じる。

<別紙>

太陽光を電気に変換する施設

対象	該当の有無	点検箇所	点検項目	点検方法	点検頻度	点検実施日
太陽電池アレイ	☑	太陽電池モジュール	表面及び裏面に著しい汚れ、きず、破損がない。	監視カメラによる目視	管理会社の管理スケジュールによる（年４回以上）	管理会社の管理スケジュールによる（四半期１回以上）
			端子箱に破損、変形がないか		〃	〃
			フレームに著しい汚れ、きず、腐食、破損がない。		〃	〃
	☑	コネクタ	破損、変形がなく確実に結合されている。		〃	〃
	☑	ケーブル	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない。		〃	〃
			配線に過剰な張力、余分な緩みがない。		〃	〃
	☑	電線管	破損、変形、汚損、腐食がなく正しく固定されている。		〃	〃
	☑	接地線	接地線に著しい破損、断線がなく正しく接続されている。		〃	〃
			接続部に緩み、破損がない。		〃	〃
	☑	架台	基礎に著しいひずみ、損傷、ひびなどの破損が進行していない。		〃	〃
			架台の変形、きず、汚損、さび、腐食、破損がない。		〃	〃
			積雪による沈降、不等沈降、地際腐食等などの影響がない。		〃	〃
			ボルト、ナットの緩みがない。		〃	〃
			固定強度に不足の懸念がない。		〃	〃
接続箱	☑	本体	著しい汚損、さび、腐食、破損、変形がない。		〃	〃
			固定ボルトなどに緩みがなく確実に取り付けられている。		〃	〃
			雨水、じんあい等の侵入がない。		〃	〃
	☑	配線	配線に著しい汚損、破損、きず、さびがなく正しく固定されている。		〃	〃
漏電遮断	☑	本体	著しい汚れ、さび、腐食、破損、変形などがない。		〃	〃
	☑	配線	配線に著しいきず、破損がない。		〃	〃
パワー	☑	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損、変形がない。		〃	〃

			固定ボルトなどに緩みがなく確実に取り付けられている。		〃	〃
			コーキングなどの防水処理に異常がなく雨水などの侵入がない。		〃	〃
			運転時の異常な音、振動、臭い、加熱がない		〃	〃
	☒	配線	配線に著しい汚れ、破損、汚れ、さび、腐食、破損などが無い。		〃	〃

附帯施設

対象	該当の有無	点検箇所	点検項目	点検方法	点検頻度	点検実施日
法面・擁壁	☐	切土法面	小段の沈下がない。	目視	※参照	
			排水溝の損傷がない。			
			目地にずれがない。			
			開口量の大きな亀裂が発生していない。			
			吹付工法等の剥離がない。			
			法枠工法等の破断がない。			
			はらみ出しの発生がない。			
			大量の湧水（濁り）がない。			
			崩落がない。			
			上部斜面からの土砂流出がない。			
	☐	盛土法面	小段の沈下がない。			
			段差が発生していない。			
			排水溝の損傷がない。			
			法尻の崩落がない。			
			オーバーフローによる洗掘がない。			
			大量の湧水（濁り）がない。			
			湧水箇所の軟弱化がない。			
		擁壁	亀裂、割れが生じていない。			
			座屈、段差、傾斜がない。			
			つなぎ目にずれがない。			
排水設備	☒	排水溝、枡	水路に落下物等のつまり、堆積がない。		〃	〃
			亀裂、ずれがない。		〃	〃
			破損がない。		〃	〃
			排水設備外への漏水がない。		〃	〃

調整池	☐	堤体	上下流の法面に崩れ、亀裂、損傷、陥没、漏水がない。		
			堤頂に亀裂、沈下、損傷、陥没、漏水がない。		
			草木の繁茂がない。		
	☐	基礎	堤体の基礎に漏水、地山のはらみ出し、沈下、崩壊がない。		
	☐	余水吐き	導流水路に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。		
			越流部に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。		
			放流水路に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない。		
	☒	放流施設	規定の放流先以外への漏水、土砂の流出がない。	〃	〃
			呑口部に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。	〃	〃
			吐き口に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。	〃	〃
			油等の浮遊がない。	〃	〃
	☐	貯留部	法面に崩れ、亀裂、破損、湧水がない。		
			天端に損傷、沈下、陥没、損傷がない。		
			貯留部低地に著しい土砂の堆積がない。		
			油等の浮遊がない。		
			下流河川（周辺）に洗掘、崩壊がない。		
防護柵、塀	☒	フェンス（防護柵）	著しいさび、きず、破損、傾斜がない。	〃	〃
	☒	標識（事業計画、注意喚起）	視認性を損なう汚れ、文字の色落ち、擦れ、破損がない。	〃	〃
	☒	入口扉	開閉に異常がなく施錠に問題がない。	〃	〃
進上路・管理道	☒	通路等	周辺からの土砂の流入、堆積がない。	〃	〃
			事業地周辺への土砂の流出がない。	〃	〃
			雨水等による洗掘がない。	〃	〃
			草木の繁茂がない。	〃	〃
設置地盤	☐	舗装あり地盤	亀裂、剥離がない。		
			段差、傾斜がない。		
			空洞の発生（土砂の流出）がない。		
			隆起の発生がない。		
設置地盤	☒	舗装なし地盤	周辺からの土砂の流入、堆積がない。	〃	〃
			事業地周辺への土砂の流出がない。	〃	〃
			雨水等による洗掘がない。	〃	〃
			草木の繁茂がない。		

※遠隔監視装置を設置して定期的に点検を行う。

防災

中心地 | 上伊那郡飯島町七久保 付近

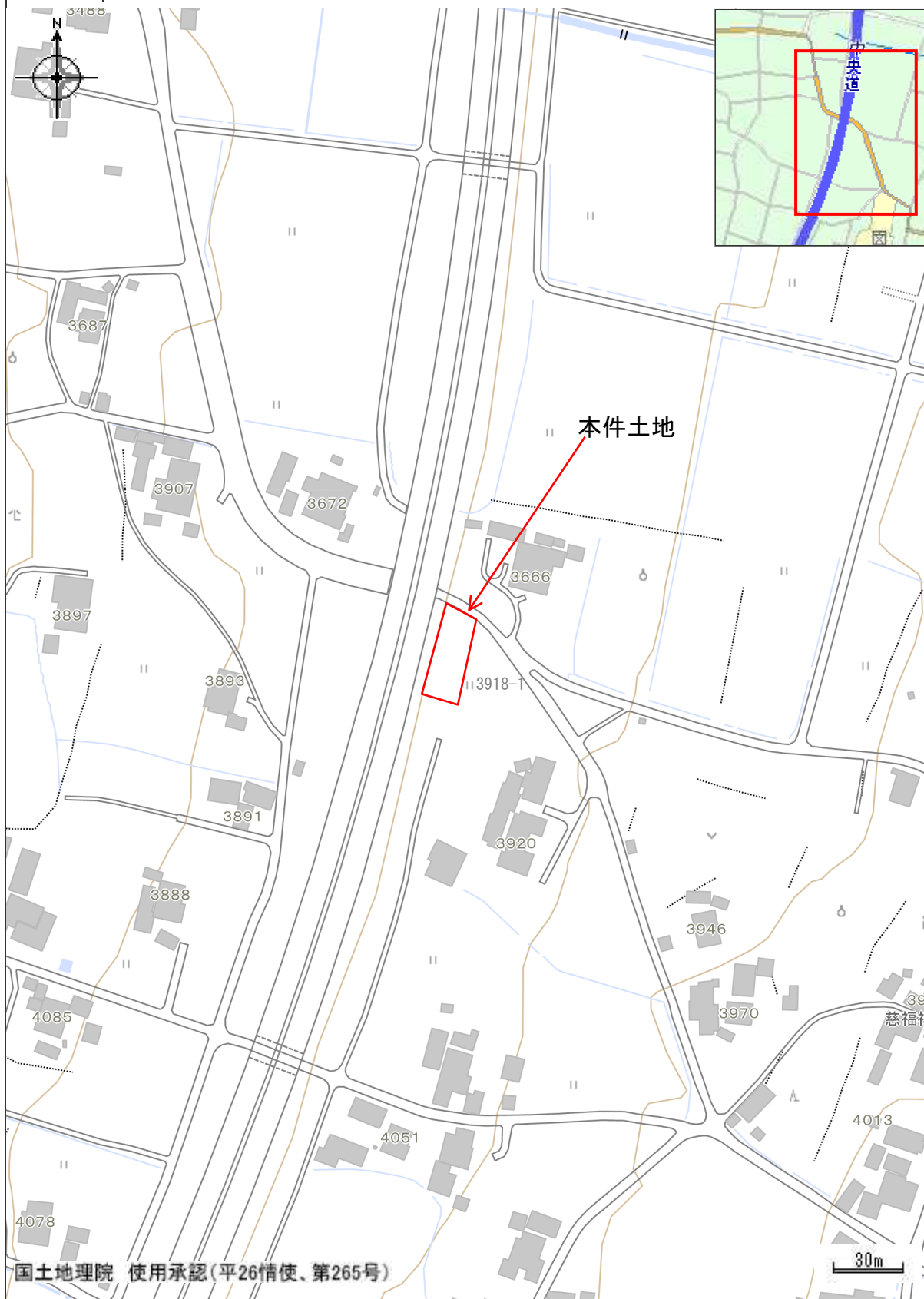


凡例

- | | | | |
|--|---------------------|--|--------------------------|
| | 砂防指定地（砂防法） | | 山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区（林務）） |
| | （Y急傾斜地の崩壊）（土砂災害防止法） | | （Y土石流）（土砂災害防止法） |
| | （R急傾斜地の崩壊）（土砂災害防止法） | | （R土石流）（土砂災害防止法） |
| | 上伊那 | | |

印刷日時:2025/09/25 17:31:20

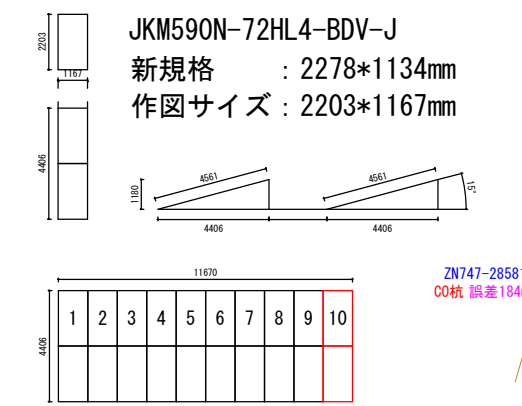
中心地 | 上伊那郡飯島町七久保 付近





登記面積 1027㎡

地籍調査面積 1027.13㎡



側道法面・樹木高=15m

